

東大工原専攻第29-122号
平成29年10月24日

原子力規制委員会
原子力規制庁
緊急事案対策室長 殿

国立大学法人東京大学
大学院工学系研究科 原子力専攻
専攻長 (原子力防災管理者)
山口 彰

「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」等の施行に伴う通報等の運用に係る対応について（ご連絡）

「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」、「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力災害対策特別措置法に基づき事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令」の改正に伴う原子力事業者防災業務計画の修正について、茨城県知事及び東海村長と協議中であるため、施行日までに修正の届出ができないことから、施行日（平成29年10月30日午前0時）から届出までの間の運用についてご連絡申し上げます。

1. 緊急時対策所及び原子力事業所災害対策支援拠点の運用について
添付資料1に示す通り。
2. 新EALによる通報・連絡等の運用について
添付資料2に示す通り。
3. 原子力事業者防災業務計画の修正について
新EALによる通報・連絡等に係る内容等の変更を含めた修正案をもって、茨城県知事及び東海村長と協議中であり、平成30年1月中旬を目処に届出を行う予定です。

添付資料

1. 緊急時対策所及び原子力事業所災害対策支援拠点の運用について
2. 各緊急事態区分を判断するEALの枠組み
3. 通報様式

緊急時対策所及び原子力事業所災害対策支援拠点の運用について

緊急時対策所				
原子炉制御室（研究棟 1 階、約120m ² 、標高約20m）				
非常用設備				
分類	設備名	個数	点検頻度	点検内容
非常用通信設備	緊急時電話回線（災害時優先指定） ^{注1}	1 台	年 1 回以上	機能検査
	携帯電話等（災害時優先指定） ^{注1}	1 台		
	ファクシミリ（災害時優先指定） ^{注1}	1 台		
	消防本部緊急電話	1 台		
非常用電源設備	無停電電源設備（変電室及び蓄電池室）	1 式		
	ディーゼル発電機（発電機室）	1 式		

注 1) 原子力防災資機材を兼ねる。

原子力事業所災害対策支援拠点				
東京大学外来研究員宿舎 （会議室及びホール、計約120m ² 、標高約20m）			茨城県那珂郡東海村白方91	
支援を行うための資機材				
分類	設備名	個数	点検頻度	点検内容
電源設備	発電機（可搬型）	1 台	年 1 回以上	外観 員数 機能 ^{注3}
通信設備	衛星電話 ^{注2}	1 台		
	ファクシミリ装置（災害時優先指定）	1 台		
その他	汚染防護服	10個		
	フィルター付防護マスク	10個		
	除染用具	1 式		
支援を行うために必要な計測器、食料及び飲料水等は、事業所での保管分以外に、支援組織である工学系研究科からの補充を予定する。				

注 2) 通常時は原子力専攻において、使用可能な状態で管理する。

注 3) 機能検査については、電源設備及び通信設備に限る。

各緊急事態区分を判断するEALの枠組み

警戒事態を判断するEAL
①外部電源喪失が3時間以上継続すること。 ②東海村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ③茨城県において、大津波警報が発表された場合。 ④原子力規制委員会オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑤その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等の為の施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長又は同代りが警戒本部の設置が必要と判断した場合。

施設敷地緊急事態を判断するEAL
①外部電源が喪失し、かつ、非常用ディーゼル発電機（代替電源設備を含む）から受電できない状態が30分以上継続すること。 ②専攻内の通信のための設備又は専攻内と専攻外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 ③原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が放出された場合。 ^{注1)} ④その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。 ^{注1}

注1) 別表-1 原災法第10条に基づく通報の判断基準（EAL設定の考え方）を参照のこと。

全面緊急事態を判断するEAL
①外部電源が喪失し、かつ、非常用ディーゼル発電機（代替電源設備を含む）から受電できない状態が1時間以上継続すること。 ②原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が放出された場合。 ^{注2}

注2) 別表-2 原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言の判断基準（EAL設定の考え方）参照のこと。

別表－1 原災法第10条に基づく通報の判断基準（EAL設定の考え方）（1/2）

測定場所・発生場所	測定対象・発生事象	通報基準	EALの設定
放射線測定設備 (モニタリングポスト) (政令第4条第4項第1号)	放射線量 (γ)	1地点で $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上が検出された場合。 ^注	モニタリングポスト $\geq 5 \mu\text{Sv/h}$
	放射線量 ($\gamma + n$)	放射線測定設備のすべてが $5 \mu\text{Sv/h}$ を下回っている場合において、 $1 \mu\text{Sv/h}$ 以上が検出されているときには中性子線の測定を行い、その合計が $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上の場合。 ^注	中性子線用サーベイメータとの合計 $\geq 5 \mu\text{Sv/h}$
排気筒出口 (政令第4条第4項第2号)	放射性物質の濃度	<p>通報事象等規則第5条に基づく放射性物質の種類に応じた通報設定レベルを超える放出があった場合。</p> <p>①濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、通報事象等規則第5条に定められる放射性物質の種類又は区分に応じた空气中濃度限度等を排気筒その他これらに類する場所における1秒間当たりの放出風量で除して得た値に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る通報事象等規則別表1（第5条関係）に基づく係数を乗じて得た値（10分間以上継続）。</p> <p>②放射能の測定により管理すべき放射性物質にあつては、通報事象等規則第5条に定められる放射性物質の種類又は区分に応じた空气中濃度限度等に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る通報事象等規則別表2（第5条関係）に基づく係数を乗じて得た値（累積）。</p>	<p>①ガスモニタ $\geq 10\text{cps}$</p> <p>②ダストモニタ $\geq 70000\text{cps}$</p>
排水口 (政令第4条第4項第2号)	放射性物質の濃度	<p>通報事象等規則第5条に定められる放射性物質の種類に応じた水中濃度限度の50倍に相当する放出があった場合。</p>	<p>放射性物質の水中濃度$\geq 1\text{Bq/cm}^3$</p> <p>水が稀釈槽で保管されている状態。（不測の事態において、稀釈槽から排水されるおそれがあるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。）</p>

注) 落雷時に検出された場合、その他原子力規制委員会規則で定める場合は除く。

別表－1 原災法第10条に基づく通報の判断基準（EAL設定の考え方）（2/2）

測定場所・発生場所	測定対象・発生事象	通報基準	EALの設定
管理区域外 (政令第4条第4項第3号)	放射線量	50 μ Sv/h以上が10分以上継続して検出された場合。 ^注	廃止措置中のため対象外
	放射性物質の濃度	空気中の濃度限度の50倍以上の濃度が検出された場合。(5 μ Sv/h以上に相当する濃度) ^注	
事業所外運搬 (政令第4条第4項第4号)	放射線量	容器から1m離れた場所で100 μ Sv/h以上が検出された場合。 ^注	サーベイメータ $\geq 100 \mu$ Sv/h
	放射性物質の漏洩	容器の特性ごとに政令第3条で定める放射性物質が漏洩した場合、又は、その蓋然性が高い場合。 ^注	
原子炉 (政令第4条第4項第5号)	<ul style="list-style-type: none"> ①原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止するすべての機能が喪失すること。 ②原子炉を冷却するすべての機能が喪失すること。 ③原子炉制御室が使用できなくなること。 ④その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ①廃止措置中のため対象外 ②同上 ③安全機能上問題は無いが、放射線モニタ等が困難になることから設定する。 ④妨害破壊行為等、原子炉施設等の安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象が発生し、放射性物質又は放射線が放出され、又は放出されるおそれがあると原子力防災管理者が判断した場合。 	
施設の内部 (原子炉の内部を除く) (政令第6条第4項第3号)	<ul style="list-style-type: none"> ①原子炉の運転等のための施設の内部において、核燃料物質の形状管理、質量管理、その他の方法による管理が損なわれる状態、その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い場合。 ②臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう）にあること。 	<ul style="list-style-type: none"> ①廃止措置中のため対象外 ②廃止措置作業エリアに設置している中性子線用サーベイメータに、有意な値が検出された場合。 	

注) 火災、爆発、その他これらに類する事象の状況により測定が困難な場合にあつて、当該放射線量等が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。

別表－2 原災法第15条第1項に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準（EAL設定の考え方）（1/2）

測定場所・発生場所	測定対象・発生事象	通報基準	EALの設定
放射線測定設備 (モニタリングポスト) (政令第6条第3項第1号)	放射線量	2地点で5 μ Sv/h 以上が検出された場合。 ^注 1地点で5 μ Sv/h 以上が10分間以上検出された場合。 ^注	モニタリングポスト 2地点 $\geq 5 \mu$ Sv/h 1地点 $\geq 5 \mu$ Sv/h(≥ 10 分間)
排気筒出口 (政令第6条第4項第1号)	放射性物質の濃度	通報事象等規則第5条に基づく放射性物質の種類に応じた緊急事態設定レベルを超える放出があった場合。 ①濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、通報事象等規則第5条に定められる放射性物質の種類又は区分に応じた空气中濃度限度等に相当する値に、排気筒その他これらに類する場所における1秒間当たりの放出風量で除して得た値に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る通報事象等規則別表1（第5条関係）に基づく係数を乗じて得た値（10分間以上継続）。 ②放射能の測定により管理すべき放射性物質にあつては、通報事象等規則第5条に定められる放射性物質の種類又は区分に応じた空气中濃度限度等に相当する値に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る通報事象等規則別表2（第5条関係）に基づく係数を乗じて得た値（累積）。	①ガスモニタ ≥ 10 cps ②ダストモニタ ≥ 70000 cps
排水口 (政令第6条第4項第1号)	放射性物質の濃度	通報事象等規則第5条に定められる放射性物質の種類に応じた水中濃度限度の50倍に相当する放出があった場合（10分間以上継続）。	放射性物質の水中濃度 ≥ 1 Bq/cm ³ の水が稀釈槽で保管されている状態（特定事象のEALとして設定）の稀釈槽から、排水された場合。

注) 火災、爆発、その他これらに類する事象の状況により測定が困難な場合にあつて、当該放射線量等が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。

別表－２ （参考）原災法第１５条第１項に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準（EAL設定の考え方）（2/2）

測定場所・発生場所	測定対象・発生事象	通報基準	EALの設定
管理区域外 (政令第6条第3項第2号 及び 政令第6条第4項第2号)	放射線量	5 mSv/h以上が検出された場合。 ^注	廃止措置中のため対象外
	放射性物質の濃度	空気中の濃度限度の5000倍以上の濃度が検出された場合（500 μSv/h以上に相当する濃度）。	
事業所外運搬 (政令第6条第3項第3号)	放射線量	容器から1 m離れた場所で1.0 mSv/h以上が検出された場合。 ^注	サーベイメータ ≥ 1.0 mSv/h
	放射性物質の漏洩	容器の特性ごとに省令第4条で定める放射性物質が漏洩した場合、又は、その蓋然性が高い場合。	
試験研究用原子炉 (政令第6条第4項第4号)	<ul style="list-style-type: none"> ①原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止するすべての機能が喪失し、かつ原子炉を冷却するすべての機能が喪失すること。 ②その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ①廃止措置中のため対象外 ②妨害破壊行為等、原子炉施設等の安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象が発生し、放射性物質又は放射線が放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の屋内退避を開始する必要があると原子力防災管理者が判断した場合。 	
施設の内部 (原子炉の内部を除く) (政令第6条第4項第3号)	原子炉の運転等のための施設の内部において、核燃料物質が臨界状態にあること。		廃止措置作業用設備から排水できない場合、又は排水できても、中性子線用サーベイメータで有意な値が継続して検出されている場合。

注) 火災、爆発、その他これらに類する事象の状況により測定が困難な場合にあつて、当該放射線量等が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。

警戒事態該当事象発生連絡

(第 報)

年 月 日

原子力規制委員会 殿

警戒事態該当事象連絡

連絡者名 _____

連絡先 _____

警戒事態該当事象の発生について、原子力災害対策指針に基づき連絡します。

原子力事業所の名称及び場所	
警戒事態該当事象の発生箇所	
警戒事態該当事象の発生時刻	(24時間表示)
発生した特定事象の概要	警戒事態該当事象の種類
	想定される原因
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状況等
その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

警戒事態該当事象発生後の経過連絡

(第 報)

年 月 日

原子力規制委員会 殿

警戒事態該当事象
発生後の経過連絡

連絡者名 _____

連絡先 _____

原子力災害対策指針に基づき、警戒事態該当事象発生後の経過を以下のとおり連絡します。

原子力事業所の名称及び場所	
警戒事態該当事象の発生箇所 (注1)	
警戒事態該当事象の発生時刻 (注1)	(2.4時間表示)
警戒事態該当事象の種類 (注1)	
発生事象と対応の概要 (注2)	(対応日時、対応の概要)
その他の事項の対応 (注3)	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、呼称機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

特定事象発生通報

(第 報)

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

第10条通報

- 第10条事象発生
 第15条事象発生

通報者名 _____

連絡先 _____

特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。

原子力事業所の名称及び場所		
特定事象の発生箇所		
特定事象の発生時刻		(24時間表示)
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	
	想定される原因	
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等	
その他特定事象の把握に参考となる情報		

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

特定事象発生通報（事業所外運搬）

（第 報）

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿

第10条通報

第10条事象発生

通報者名 _____

第15条事象発生

連絡先 _____

特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。

原子力事業所の名称及び場所		
特定事象の発生箇所		
特定事象の発生時刻		（24時間表示）
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	
	想定される原因	
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等	
その他特定事象の把握に参考となる情報		

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

応急措置の概要

(第 報)

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

第25条報告

連絡者名 _____

連絡先 _____

原子力災害特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。

原子力事業所の名称及び場所	
特定事象の発生箇所 (注1)	
特定事象の発生時刻 (注1)	(24時間表示)
特定事象の種類 (注1)	
発生事象と対応の概要 (注2)	(対応日時、対応の概要) ※添付の有・無
その他の事項の対応 (注3)	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、呼称機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

応急措置の概要（事業所外運搬）

（第 報）

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿

第25条報告

連絡者名 _____

連絡先 _____

原子力災害特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。

原子力事業所の名称及び場所	
特定事象の発生箇所 (注1)	
特定事象の発生時刻 (注1)	(24時間表示)
特定事象の種類 (注1)	
発生事象と対応の概要 (注2)	(対応日時、対応の概要) ※添付の有・無
その他の事項の対応 (注3)	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、呼称機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。